

「CDレンタルの許諾スキーム」

2016年1月29日

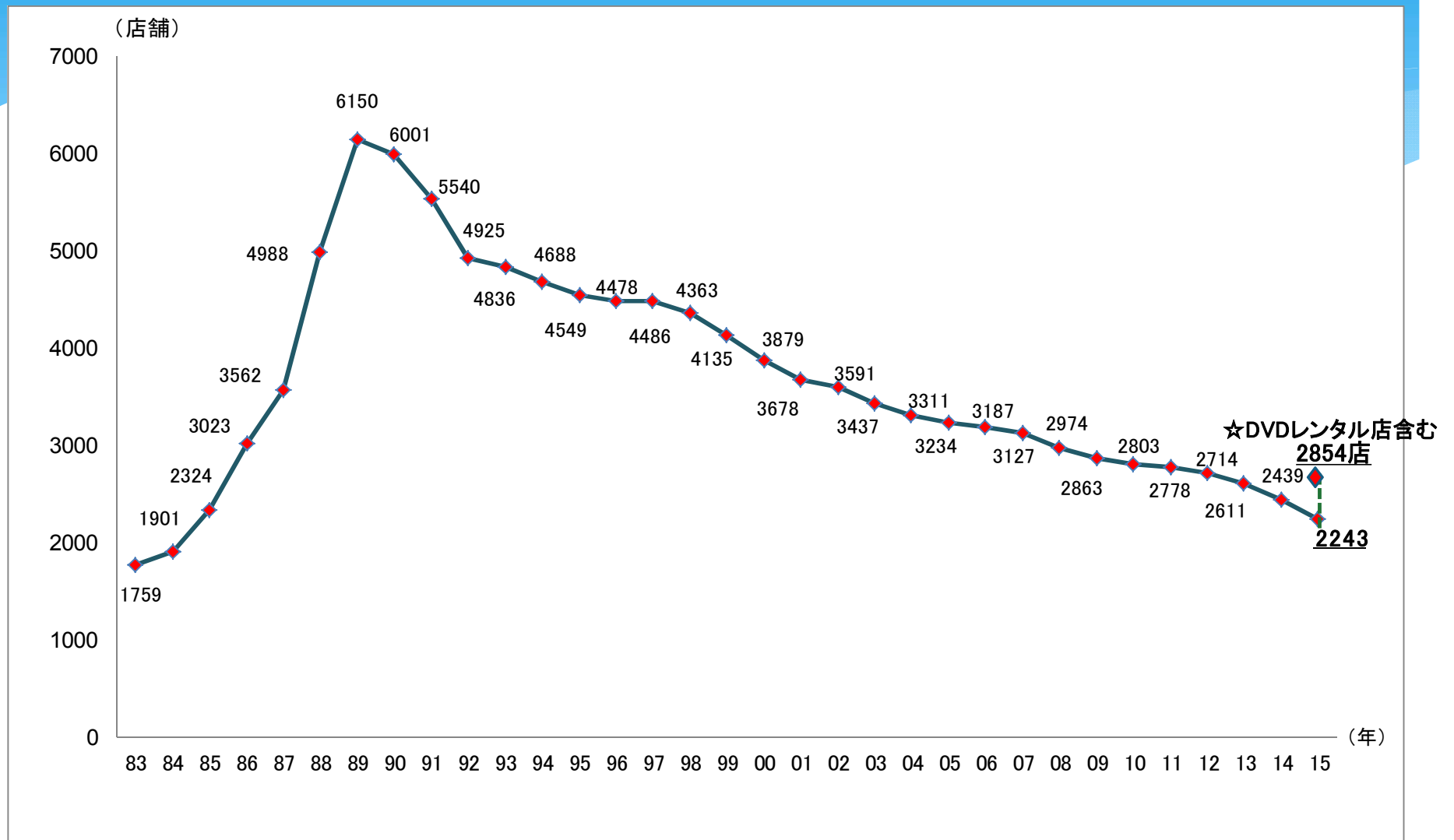
日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合
(CDV-JAPAN)
専務理事 若松 修

1. CDレンタルの系譜

- 1980年 全国各地で貸レコード店が誕生する。（店舗数は1年間で1000店を超えた）
～ 「貸レコード」問題として、著作権裁判の提起、国会論議を呼ぶ ～
- 1984年 『日本レコードレンタル商業組合』発足
～ 改正著作権法成立、「貸与権」が新設される ～
⇒ JASRAC、レコード協会、芸団協との間で許諾条件交渉
- 1985年 一部レンタル禁止を含む許諾スキームが決まる。
- 1989年 日米構造協議スタート
↓
- 1991年 著作権法改正により、洋楽に係るレコード製作者及び実演家への貸与権
が付与される。 ⇒ 洋楽レンタルの1年禁止が決まる。
- 1993年 GATT・ウルグアイ・ラウンド
～ TRIPS協定 知的財産権保護の強化へ ～
- 1996年 WIPO著作権条約 ～ 国際的な著作権保護に関するルールの策定 ～
⇒ 「貸与権」が制定されたが、報酬請求権制度が確立していた日本のみ、
CDレンタルが許諾される状況となった。
- 1998年 『日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合』（CDV-JAPAN）
に改組 ⇒ CD・DVDレンタル店の組合へ

2. レンタル店の現状

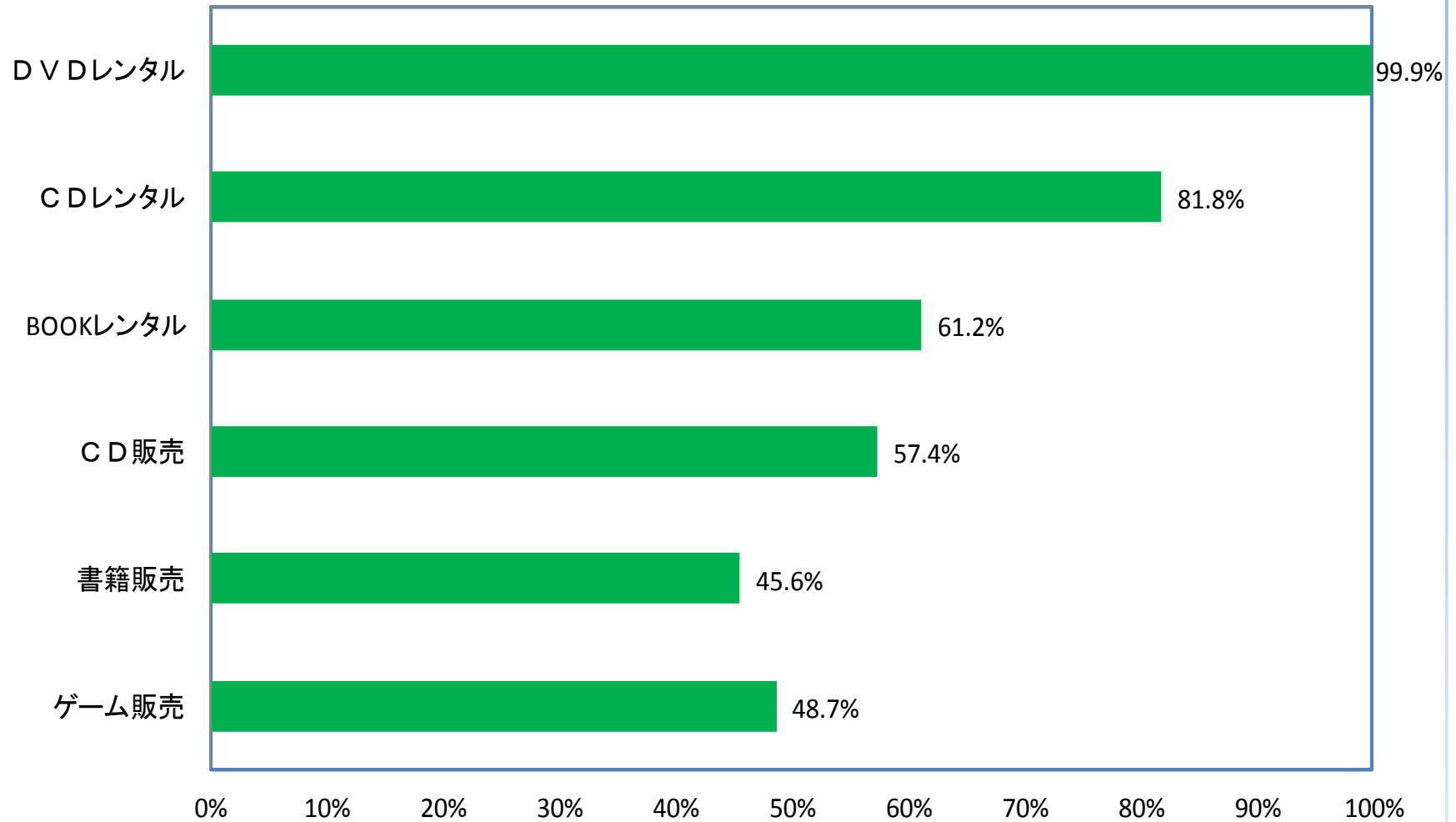
◇CDレンタル店舗数の推移



※出典：CDVJ店舗データより

◇組合加盟店の兼業率

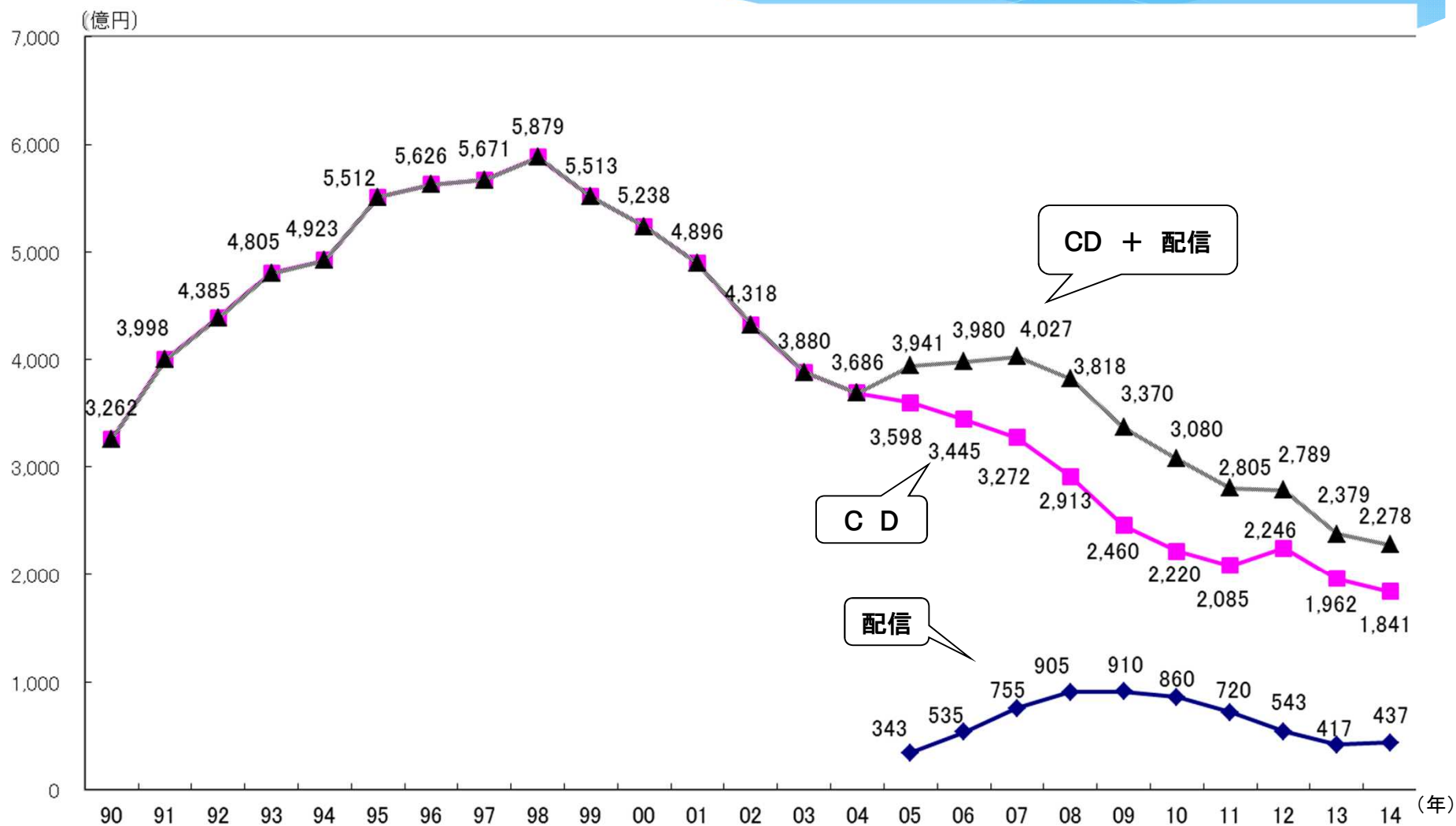
～ 総合エンタメショップへ ～



※出典：CDVJ店舗データ及び日本レコード協会CDレンタル店調査報告より

3. CD市場の推移・生産の推移

◇CD生産金額及び配信売上の推移

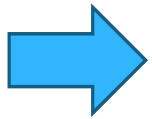


※出典：日本レコード協会統計調査より

4. CDレンタルの許諾スキーム

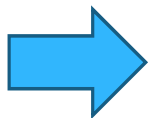
◇レンタル禁止措置について

☆1990年 レコードメーカーとの間で、邦楽アルバムのレンタル禁止に関する合意成立



邦楽アルバムについては、
発売日から3週間のレンタル禁止

☆1991年 洋盤への貸与権付与に関する著作権法の改正



洋楽については、アルバム・シングル
いずれも、発売日から1年間のレンタル禁止

◇各権利者における使用料算定方法

- ▼ JASRAC : 「店舗基本使用料」 + 「CDレンタル売上×2.5%」
- ▼ 芸団協・CPRA : 「月額固定使用料」 + 「サーチャージ使用料」
- ▼ 日本レコード協会 : 「サーチャージ使用料」

◇各権利者への使用料の支払方式及び年間支払額

(2014年度使用料支払総額：73.3億円)

